

ク リ ー ニ ン グ 師 各 位

(公財) 青森県生活衛生営業指導センター  
青森県各地域県民局地域健康福祉部保健総室  
(県保健所)

青 森 市 保 健 所  
八 戸 市 保 健 所

「ク リ ー ニ ン グ 師 研 修」 の ご 案 内  
「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」のご案内

クリーニング師研修については、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが青森県知事の指定を受け、(公財) 青森県生活衛生営業指導センターが実施することとなりました。

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、クリーニング業法によりクリーニング業務に従事した後1年以内に、また、その後は、3年に一度、研修を受けることが義務付けられております。

つきましては、今年度のクリーニング師研修を下記のとおり開催しますので、是非受講されるようお願いします。

また、「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習を開催会場にて実施いたします。資格を取得していない方に受講をお勧めします。

#### 記

#### 1 開催日時

別添 【クリーニング師研修・業務従事者講習】 をご覧ください。

#### 2 受講手続等

別添 【クリーニング師研修「第1型(会場受講)」のご案内】 をご覧ください。

別添 【クリーニング師研修「第2型(通信制)」のご案内】 をご覧ください。

別添 【「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習のご案内】 をご覧ください。

#### 3 申込書

- ・クリーニング師研修受講申込書(第1型):青色の用紙  
(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習の申込みも兼ねています)
- ・クリーニング師研修受講申込書(第2型):ピンクの用紙

## クリーニング師研修「第1型（会場受講）」のご案内

- 1 研修科目  
①繊維及び繊維製品                      ②洗濯物の処理  
③衛生法規及び公衆衛生                ④洗濯物の受取り、保管及び引渡し
- 2 修了証書  
全科目を受講し、レポートを提出した方には修了証書及びステッカーを交付いたします。
- 3 受講料  
5,000円（テキスト代を含む）  
研修当日、会場にて申し受けます。
- 4 申込方法  
同封の申込書（青色の用紙）に記入後FAXしてください。電話でもお受けいたします。
- 5 受講票  
当日会場でお渡しいたします。
- 6 申込み締切日  
11月6日（金）
- 7 その他  
筆記用具をご用意ください。

### <受講申し込み及び問合せ先>

（公財）青森県生活衛生営業指導センター  
〒030-0812 青森市堤町2-16-11 理容会館1階

電話 017-722-7002

FAX 017-722-7025

担当 奥谷・工藤

# クリーニング師研修「第2型（通信制）」のご案内

## 1 研修科目

- ①繊維及び繊維製品                      ②洗濯物の処理  
③衛生法規及び公衆衛生                ④洗濯物の受取り、保管及び引渡し

## 2 修了証書等

合格した方には修了証書及びステッカーを交付いたします。

## 3 受講料     5,000円（テキスト代を含む）

## 4 申込受付期間

令和2年11月20日（金）～12月10日（木）

## 5 申込方法

同封の申込書（ピンクの用紙）に記入後FAXにて申し込みをお願いします。  
電話でもお受けいたします。

## 6 受講料の支払い

申し込みと同時に、現金書留または銀行振込にて納入してください。  
納入に係る経費、振込手数料等は受講者負担となります。

口座番号 青森銀行本店 普通預金 1063452  
口座名 公益財団法人 青森県生活衛生営業指導センター  
理事長 伏見 紀幸

## 7 テキスト等の発送

令和2年12月15日（火） 予定

## 8 レポート（解答用紙）の提出期限

令和3年 1月15日（金） 予定

## 9 研修結果の通知等

令和3年 1月25日（月） 予定

### <受講申し込み及びお問合せ先>

（公財）青森県生活衛生営業指導センター  
〒030-0812 青森市堤町2-16-11 理容会館1階

電話 017-722-7002

FAX 017-722-7025

担当 おくや  
奥谷・工藤

## 「特別管理産業廃棄物管理責任者」 資格取得講習のご案内

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、次の廃棄物は特別管理産業廃棄物として取り扱う必要があります。

- テトラクロロエチレン（通称「パーク」）
- 石油系溶剤を含む廃棄物
- トリクロロエタン等の有機塩素系物質を含む廃棄物

これらの特別管理産業廃棄物を生ずるクリーニング所では、法令により「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならないこととされています。

「特別管理産業廃棄物管理責任者」は法令で定める資格として、大学等で修了した科目などの要件のほか、「同等以上の知識を有すると認められる者」とされています。

クリーニング師研修とあわせて実施する研修科目【特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習】を受講した場合には「同等以上の知識を有すると認められる者」として認定され、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を取得できます。

受講者には、「修了証書」を交付します。（更新講習はありません）

### 修了証書

あなたは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくクリーニング所に係わる特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するために必要な所定の課程を修了したことを証します

新規に免許を取得された方、都合が悪く資格を取得していない方に受講をお勧めします。

- 1 日時 11月15日（日）（10：00～12：00）
- 2 会場 アピオあおもり（青森市）
- 3 受講料 3,000円【資格取得講習分として】
  - \*当日午後に開催するクリーニング師研修（13：00～17：00）【受講料5,000円】とあわせて受講してください。
  - \*ただし、次の方は「資格取得講習」のみの受講が可能です。
    - 平成30年度開催のクリーニング師研修を修了された方
    - 令和元年度開催のクリーニング師研修を修了された方